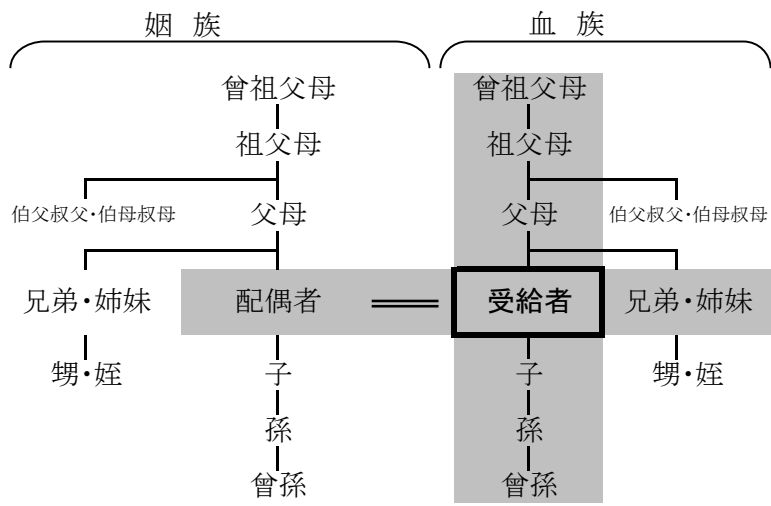


◆◆◆県障の所得判定について◆◆◆ 県障・新規【資料①】

■ 所得判定の対象者は次のとおりです。
 (扶養義務者は、受給者と同一生計の直系血族及び兄弟姉妹で最多収入者となります。)



※生計を同一にしている網掛け部分の方の所得を一人一人判定します。
 ※同一住所にお住まいであれば、住民票を別になっている場合であっても、生計を同一とみなし、所得判定の対象となります。

■ 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が、扶養人数に応じて次の表の限度額以上である場合、医療費の助成は受けられません。(扶養人数が4人以上の場合は、お問い合わせください。)

受給資格者の限度額 (単位:千円)					配偶者・扶養義務者の限度額 (単位:千円)				
扶養人数	0	1	2	3	扶養人数	0	1	2	3
老人扶養数					老人扶養数				
0	3,758	4,138	4,518	4,898	0	6,287	6,536	6,749	6,962
1		4,238	4,618	4,998	1		6,536	6,809	7,022
2			4,718	5,098	2			6,809	7,082
3				5,198	3				7,082

※ 所得税法の改正により、特定扶養親族の定義は、19歳～23歳未満となりましたが、
県障では、従来どおり16歳～23歳未満を特定扶養親族とみなします。
 ※ 特定扶養の場合は、上記限度額に1人につき25万円を加算します(配偶者・扶養義務者は、特定扶養の加算なし)。

■ 所得判定額は、次のように計算を行います。

課税所得額		控除額(下記金額の合計額)			判定所得額	
総所得金額等 A		控除額の種類	受給者	扶養義務者等	イコール ＝	
－ マイナス		雑 損	実 額			
上場株式譲渡 B		医療費控除	実 額		＝	
－ マイナス		小 規 模	実 額			
未公開株式譲渡 C		配偶者特別控除	実 額		＝	
		特定親族特別控除額	実 額			
		特別障害者控除(扶養)	40万円×人数		＝	
		普通障害者控除(扶養)	27万円×人数			
		寡婦	27万円		＝	
		ひとり親	35万円			
		社 保	実 額	一律8万円	＝	
		特別障害者控除(本人)	無 し	40万円		
		普通障害者控除(本人)	無 し	27万円	＝	

※公共用地取得による土地代金等の特別控除額を控除します。

※給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除します。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
 長岡市 福祉保健部福祉課 医療費助成係
 〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
 電話:0258(39)2319(直通)
 問い合わせ時間:平日8時30分～17時15分